

# 知って得する! サロン

雇用から集客、法律のこと……サロン経営者が知るべき情報は  
キャリアアップ助成金についてピックアップ。オーナーもスタッフもサロン

## Lesson 02

人材定着率UPでサービスの質もUP!

# 経営者が取り入れたい キャリアアップ助成金

人材  
定着!

スタッフの  
キャリアアップ!

スタッフの  
満足度アップ!



キャリアアップ  
助成金

「正社員化コース」で  
目指せ!スタッフのスキルアップ

アルバイトなどの短時間労働者や、派遣労働者など非正規雇用の労働者のキャリアアップ(正社員化)、新しいスタッフの雇入れを目指すサロンに対し、助成金を支給する制度です。スタッフの意欲や能力のアップ、優秀な人材を確保したり事業の生産性を高めたいサロンオーナーは要チェック!



キャリアアップ制度を知りたい...



※転換後6ヶ月間の賃金を転換前6ヶ月間の賃金より5%以上増額させていることが条件

世の中に数多くある助成金。「うちのサロンは関係ないかも?」と思うのは時期尚早。返済不要な助成金を活用すれば、資金調達だけでなく、従業員のスキルアップにつなげることも叶います。中でもサロン経営者におすすめしたいのは「キャリアアップ助成金」。雇用を整えれば、社員がイキイキと働くようになって技術やサービスが向上し、お客様の満足度もアップ!

お客様の満足度も高める!  
サロンが活用すべき助成金

## タイプ別! キャリアアップ助成金支給額の事例

(タイプA)

▷新しいアルバイトのAさんを正社員にしたら…!

2ヶ月前に新アルバイトとして雇ったAさんは、仕事できて他のスタッフとお客様からの評判も上々。その働きぶりから、6ヶ月のアルバイト期間を経て役員面接をし、晴れて正社員に! ※Aさんを正社員に転換後、6ヶ月経過し、支給申請に問題がなかった場合このケースでは57万円が支給!



助成金 **57万円**が支給!

(タイプB)

▷アルバイトのBさんを正社員にしたら…!

有期雇用のアルバイトBさんを無期雇用or正社員にすることを検討し、試験を経て正社員に。Bさんはシングルマザーのため母子家庭の加算をして申請。 ※Bさんを計画期間内に正社員に転換し、6ヶ月経過後、支給申請に問題がなかった場合、このケースでは66.5万円が支給!

※雇用から3年以内、有期雇用期間6ヶ月を経ての正社員が条件



助成金 **66.5万円**が支給!

(タイプC)

▷派遣社員のCさんを正社員にしたら…!

雇用形態の違うスタッフが混在すると、経営者は労務管理が大変。これを避けるために、派遣社員として勤務していたCさんと派遣元に正社員化を相談。役員面接を経て、晴れて正社員に! ※派遣契約期間6ヶ月を経過後、直接雇用になり、6ヶ月経過し、支給申請に問題がなかった場合このケースでは85.5万円が支給!



助成金 **85.5万円**が支給!

キャリアアップ  
助成金  
手続きの  
流れ

【STEP1】書類作成準備  
キャリアアップ計画書を作成して提出!



【STEP2】就業規則等の改定  
必要書類をきちんと揃えておくのがPOINT!



【STEP3】転換後6ヶ月の賃金支払い  
半年間、賃金支払いの実績を積みます。



【STEP4】支給申請  
6ヶ月の賃金支払いから2ヶ月以内に!



【STEP5】審査を経て支給決定  
審査から決定まで半年程度掛かります。



【STEP6】社員教育に活用  
支給された助成金は社員のために活用して経営力UP!



ADVICE  
先生からの  
アドバイス!

今年の4月1日申請分から提出書類「支給要件確認申立書」が変更になり、古い様式では受理してもらえないので要注意! また申請に不備があると審査が通らないので、社労士におまかせするのが一番です。

キャリアアップ助成金を使って経営力をアップしよう!

今回教えてくれたのは…社会保険労務士法人飯田橋事務所 特定社会保険労務士 田口 温美先生

「日本エステティック経営者会」は、エステティシヤンの知識向上を目指し、市場動向の分析やサロン経営に役立つ情報を提供する団体です。

さらに詳しく知りたい方・入会希望の経営者様はこちらのQRから

